

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(R3.4.1)

遠野市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		要支援2(週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(1月の中で全部で4回まで) 268単位	268	1回につき
A2	2511	訪問型サービスⅤ		事業対象者・要支援1・2(1月の中で5回から8回まで) 272単位	272	1回につき
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	要支援2(1月の中で9回から12回まで) 287単位	287	1回につき
A2	1411	訪問型サービス(短時間サービス)		ト 訪問型サービス費(独自)(短時間)	事業対象者・要支援1・2(主に身体介護を行う場合1月につき22回まで算定可能) 167単位	167
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 42/1000 加算		
A2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000	